

1 はじめに

市ヶ谷台論壇には、本年4月以降、黒江哲郎氏の「新たな「防衛計画の大綱」について」に始まり、真部朗氏の「「基地問題」への取組について」、丸井博氏の「FS-X(F-2戦闘機)日米共同開発を振り返って」と、防衛問題の幾つかの主要論点について、実務者の方々それぞれの貴重な御経験を踏まえた解説が掲載されている。

防衛分野に限った話ではないが、国の行政は国民のものである以上、その経緯や内容等についての記録を将来のために残すとともにこれを公開し一般国民と共有することは至極当然のことである。

行政文書にあらわれるものは行政の結果であって、そこに至る経緯や政策立案者の意図等は、その行間に一部を垣間見ることはできても、明確にはあらわれてこない。立案過程における組織間の相互のやりとり等の、政策研究上の関心事項についても同様である。そのようなことを踏まえれば、上記のような実務者による解説はもとより、実務に携わった人たちからの聞き書き、すなわちオーラルヒストリーは有益である。

それは、政策研究のための基礎資料たる行政文書を理解するための資料としても重要であるし、政策を実務遂行のために学ぶ人たちにとっても貴重な材料を提供することができると思われる。現在は過去の上に成り立っているから、過去の経緯を正しく理解することは、現在の政策の正確で深い理解のためにも必要である。

オーラルヒストリーについて言えば、政策研究大学院大学が培ったノウハウを継承しつつ、2003年度以降、防衛研究所が防衛省(庁)・自衛隊関係者の歴史的証言を記録として残す作業を行っている。その一環として、最近、増田好平氏のオーラルヒストリー¹等が公表されている。また、防衛研究所によるものではないが、昨年末に刊行された秋山昌廣氏の回顧録²は、「回顧録」という書名にはなっているが、内容はオーラルヒストリー、つまり、聞き手による聞き取りの記録である。オーラルヒストリーは、純粋な回顧録とは異なり、聞き手と語り手の共同作業であり、語り手本人のみでなく聞き手の視点もそこには存在し、聞き手と語り手の相互のやりとりが記述の中心となる³。したがって、語り手によるいわば独り言である「回顧録」では語られないようなことが明らかにされるというメリットがある。他方、オーラルヒストリーは文字通りオーラル(口述)のものであるから、語り手を目の前にして実際に聞いていれば理解できていたとしても、文字情報だけを頼りに読むと意味が判然としないということもある。また、語り手の語り口が如実に現れることから、時として書き言葉による回顧録や解説などに比べて強い印象を読者に与えることとなり、十分な検証を経ずしてその内容を読者に信じ込ませるこ

1 防衛省防衛研究所戦史研究センター編『オーラル・ヒストリー 日本の安全保障と防衛力①』防衛省防衛研究所、2017年。

2 真田尚剛、服部龍二、小林義之編『元防衛事務次官秋山昌廣回顧録—冷戦後の安全保障と防衛交流』吉田書店、2018年。

3 政策研究大学院大学ウェブサイト「オーラルヒストリー Q&A」
<http://www3.grips.ac.jp/~oral/>。

ともあり得る。したがって、オーラルヒストリーは、貴重な歴史資料であると同時に、注意深い取り扱いが必要となる。

本稿は、防衛問題に関する近年のオーラルヒストリーの中から幾つか気付きの点を研究ノートの指摘して今後の研究の参考に供するものである。具体的には、日本の防衛政策の基本文書の一つである「防衛計画の大綱」、日米同盟の基本文書の一つである「日米防衛協力のための指針」及び自衛隊の運用に関する法制度の一つでもある海賊対処法を取り上げ、それぞれの成立過程に関連する証言を一、二取り上げて論点を提起することとしたい。

2 「防衛計画の大綱」の成立過程について

黒江氏による上記の「大綱」解説には、新「大綱」の策定過程については詳しい言及がないが、「大綱」の策定過程についての過去の研究では、一般に、有識者懇談会との関係も関心の一項目となっているので、ここではその観点から、三つの証言を紹介しておきたい。

第一は、防衛研究所オーラルヒストリーにおける増田証言の中にある、冷戦終結後の07大綱の策定過程についての発言である。この中で増田氏は、07大綱と樋口レポートとの関係を聞かれ、「中身的にそれが参考になっているか」というと、ちょっとよくわからない。僕が意図している「ローカル、リージョナル、グローバル」みたいなわかりやすい切り分けではなくて、いろんなことが書いてあって、結局どうもよくわからない。要するに僕に言わせると、07大綱のポイントはリージョナルなんです。もしくは小さくてもその芽が出たということなんです。あとはテロなんですけどね、正直言って」と述べ、聞き手の「樋口レポートは政治的にやったもので・・・それはそれとして防衛省の中で（「あり方検討」を）やっていったというような構図でしょうか」との質問に対して「だと思います」と答えている⁴。

第二は、秋山「回顧録」における、同じく07大綱についての記述である。この中で秋山氏は、米国とのやりとりについての質問に答えて、「そこ（「樋口レポート」）には日米同盟よりも多国間安保を重視するようなことが書いてある。・・・これでは、どうも日米同盟は要らないと見えてしまう、と米国が懸念した」と述べるとともに、「日米安保、日米同盟は極めて重要な核心的なものであると書くべきであるということ、アメリカは強く意識していた。防衛大綱ができたときに、大綱の中に「日米同盟」ということがたくさん入っていると分かって、米国が大変喜んだみたいな話もあった。だから、紛糾はしていないけれども、そこはアメリカが非常に気にしていたところですね」と述べている⁵。

第三は、防衛研究所オーラルヒストリーにおける三井康有氏の証言の中の、51大綱の策定過程に関する発言である。当時の坂田防衛庁長官の下につくられた「防衛を考える会」について、三井氏は、「この会議をやっていることは知っていましたし、私も最後の1、2回出たようにも思うのですけれども、ここでの議論とか報告書が我々の実務に影響したか」というと、それはぜんぜんないと思うんです。これは坂田大臣の知恵で、防衛政策の策定は、防衛庁が一人勝手に独断でどんどん進めるという恰好ではなくて、

⁴防衛省防衛研究所戦史研究センター編『オーラル・ヒストリー 日本の安全保障と防衛力①』99頁。

⁵真田他編『秋山回顧録』176～178頁。

いろいろ世間の有識者のご意見をひとあたりお伺いしたうえで進める、そういう体裁をとるほうが国民に受け入れられやすい。そういった考えからつくられたもので、決して部外の防衛政策を遂行しようとしたのではないと思います」と述べるとともに、「国民の意見も広く聞いているんだという姿勢さえ示しておけば良いのであって、防衛政策の中身はもう自分たちで決めるんだと思っていました。だいたい、よく各省でやる研究会とか審議会とかいうのはみんなそうじゃないですか。一応、世間の通りをよくするために、中身に期待しているわけではぜんぜんないけど、体裁だけは整えるというのが多いですよ。この会を重視しておられるような意見がいままでどこかであるんですか」、「私自身この報告書を読んだ覚えすらないんですよ(笑)。何か良いことでも書いてあるんですか」と述べている⁶。他方で、「広く国民の意見を聞いて、これを参考にして、その上でもっとアクセプタブルな理念を示して、この新しい発想の下で進めていくというやり方とすれば、まったく同じ防衛力整備を進めるにしても反発とか反対がぜんぜん違うではないかと。それが、一番の狙いですよね。・・・基盤的防衛力というのは単にエクspandを前提に、その元になる基盤ということに意味が止まるのではなくて、むしろ国民的意見を基盤とし、その上に立った防衛政策だと位置づけた点にこそ、本当の意義があったと思います。」とも述べている⁷。

いつの時代にあっても、懇談会はあくまで懇談会であって助言をするのが目的であり、政府の意思決定機関ではないから、懇談会が政策を決めるということはありません。政府側は政府側で検討を行い、その結果に基づいて政策が決定されていくのであり、それが懇談会の意見と異なることもあればそうでないこともあるのは当然である。しかしながら、上記三つの証言内容からは、懇談会との向き合い方に関する微妙な差異が見て取れる。第一と第二は、07大綱の策定過程に関するものではあるが「大綱の異なる側面について述べているので一概に比較はできないし、第三は51大綱に関するものであり、しかも07大綱のときの「防衛問題懇談会」とは異なり「防衛を考える会」は防衛庁長官の下に置かれた懇談会であり、その位置づけも異なるが、政策研究上は、これらを手掛かりとして51大綱と07大綱のプロセスの違いについて考察することは可能であろうし、07大綱の持つ幾つかの異なる側面について考察することも可能であろう。

気になるのは、第三の三井証言における「国民の意見も広く聞いているんだという姿勢さえ示しておけば良い」或いは「何か良いことでも書いてあるんですか」という発言と、その後の「広く国民の意見を聞いて、これを参考にして、その上でもっとアクセプタブルな理念を示して、この新しい発想の下で進めていくというやり方とすれば、まったく同じ防衛力整備を進めるにしても反発とか反対がぜんぜん違うではないか」という発言との間に存在するニュアンスの明らかな相違である。ちなみに、「昭和51年版 防衛白書」は、基盤的防衛力構想の説明の中で、「「防衛を考える会」等広く識者の意見を聞くとともに、「平和時の防衛力

(昭和48年2月)等防衛庁における過去の各種研究を参考にし、これらを発展させて整備目標をより具体化、明確化するため「基盤的防衛力」の構想を採用することとし

6 防衛省防衛研究所戦史研究センター編『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策 ④』防衛省防衛研究所、2015年、289～290頁。

7 同上、334頁。

た

としている⁸。これは三井証言における後者の発言と符合するものである。また、朝日新聞は、「防衛を考える会」の報告書「わが国の防衛を考える」が坂田防衛庁長官に提出され公表された直後に、「報告書は一口にいて坂田防衛庁長官ら防衛庁首脳の考え方を代弁した側面が強く、その意味で、今後の防衛政策の方向づけをしたものといえよう。それだけに「考える会は防衛庁のかくれミノ」という批判も出かねない」と解説している⁹。これは批判的なマスコミ記事の一例でしかないから、そもそも三井証言とは視点が全く異なるが、あえて比較すれば三井証言の前者の発言とは明らかに異なる。

昨年末に決定された新たな「防衛計画の大綱」については、その立案・策定の経緯が従来の大綱に比して不明確であると言われることがあるが、今後そのプロセスの解明が進められていくとすれば、上記のような過去の経緯についても併せて比較研究がなされることを期待したい。

3 「日米防衛協力のための指針」の成立過程について

「日米防衛協力のための指針」は、「防衛計画の大綱」と並んで日本の防衛政策の枠組みをなす重要な文書であり、かつ、「大綱」と同様 40 年以上の歴史を有するものになっているが、「大綱」に比べると、その成立・発展の過程についての理解は共有されていないと考えられる。それは政府部内においてもそうかもしれないし、実務者と研究者の間についてもそうである。その主な理由としては、①「大綱」が各年度の防衛予算などの防衛力整備に直結するものであるのに対して、「指針」は主として自衛隊の運用に関する計画作業に関連するものであることから、事柄の性格上、後者に関する事柄は前者に関するものほどには明らかにされないと考えられること、②「大綱」が閣議決定であるのに対して「指針」は日米安全保障協議委員会（「2+2」）の枠組みによる協議の結果として取りまとめられたものであり、政府部内において「大綱」のようなフォーマルな意思決定手続きを経たものではないこと、③前記②とも関連するが、「指針」は米国との協議の結果であることからすれば、本格的にその経緯を解明するとすれば、日本側のみならず米側の内部についても調査研究を進める必要があること、といったことが考えられる。

ここでは、1978 年に策定された最初の「指針」において、「日本に対する武力攻撃がなされた場合」の対処行動として、「日本は、原則として、限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する」となっていることに関して、これが当時の 51 大綱におけるいわゆる限定小規模独力対処とどのような関係にあったのかということについてのみ紹介しておきたい。

この点について石津節正氏が防衛研究所オーラルヒストリーの中で述べているところは、少々長い引用になるが次のとおりである。「「51 大綱」とか小規模侵略独力対処というのがあって、ガイドラインには似たような表現が書いてありますけれども、中身的にはまったく関係ありません。これはいまでもみんな腹をくくってかからないといけなと思うんです。例えば尖閣列島の問題だって、何か日本は一般的にアメリカがなんとかしてくれると思っている風潮があるんじゃないの、いまの日本でも。・・・最初の米側の

8 防衛庁編『昭和 51 年版 防衛白書』大蔵省印刷局、1976 年、42 頁。

9 『朝日新聞』1975 年 9 月 15 日、1 頁。

案文というのは、「日本が主体になってやる。米軍はそれを補完する、支援する」ということしか書いてきてないんですよ。だけど、それじゃこっちはたまらんわけですよ。最初から日本が主体になってやれと言われても、「それでいいでしょう」と言ったのは陸だけです。だって、最初から補完してくれなきゃ、空なんか何もできないもの。そこでやむを得ないから、「小規模武力侵攻には、日本がまず対処する。だけど、最初から大規模とわかっている時にも、日本がまずやって、後からアメリカが来るというのはやめてよ」というための表現なんですよ、これは。だから、「51 大綱」の時の久保理論がここに盛り込まれたわけでもないし、アメリカとその話をしたわけでもないし、アメリカも軍事常識としてそんなことはあり得ないというか、そんなものは頭の中にまるっきりありませんよ。・・・「米軍に対しては、せめてこういう表現でもしないと、これがもしなかったら、どんな規模であろうととにかく日本が独力対処して、足りない場合支援を受けるということだったら、これは大変だ」と。・・・いまの尖閣で言うならば、まさかと思うけど、中国海軍が出てきて軍隊が尖閣に上陸してきたとか、その程度のものなら、なんとか独力でまずやろうという話ですよ。だから、中国大陆に大兵力を集めてくるような、大規模な侵攻の可能性が多分にあるような時にも、「独力対処というのはやめてよ」という話です。これは、そういう意味で書いたんですよ」と述べているのである。これにすぐ続けて聞き手が「ということは、「大規模侵略は独力では対処できませんよ」ということに力点があるわけですか」と質問したのに対して、石津氏は「そうそう、そうです」と答えている¹⁰。石津氏はおそらく、小規模侵略については日本が独力で対処すべきで大規模侵略になったら日米共同対処だと米側が主張し、どんなに小規模な侵略でも最初から日米共同対処だと日本側が主張し、妥協として限定小規模侵略については原則として日本が独力で対処するということで落ち着いたという理解をしていると思われる。しかし、日米安保条約上は日本側の主張に全面的な正当性がある以上、そのようなやりとりがあってその結果としてこのような妥協が成立したと考えるには多少の無理があるし、仮にそのような妥協の結果であるとしても、なぜ「大綱」と同様の文言がここで使われたのかという説明にはなっていない。石津氏は、「限定小規模」と言わずに「小規模」という言葉を使用している。

この点に関しては、「指針」策定に直接携わった別の関係者が、石津発言に関する筆者の問いに対して「「大綱」は我が国が閣議決定した防衛の方針、防衛構想であるのでそれを基本に共同対処を考えるべきであるというのは、外務、防衛両省庁の共通認識であった」と述べている。上記のような石津氏の理解は、その発言の文脈をみると51 大綱の「限定小規模侵略」の考え方についての当時の一部関係者の誤解を反映している部分もある。「指針」と51 大綱の文言を比較すれば、51 大綱に従って「指針」にも「限定小規模侵略原則独力対処」という考え方が盛り込まれたと考えるべきであろう¹¹。ただし、この点に関しては、米側の受け止めがいかなるものであったか不明であり、米側の記録や米側関係者の記憶についての調査研究も期待されるところである。

10 防衛省防衛研究所戦史研究センター編『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』防衛省防衛研究所、2014 年、115～117 頁。

11 徳地秀士「日米防衛協力のための指針」からみた同盟関係―「指針」の役割の変化を中心として―『国際安全保障』第 44 巻第 1 号、2016 年 6 月、15 頁。

4 海賊対処法の成立過程について

最後に、防衛関係の法律の立案過程についても一例を挙げておきたい。秋山氏は、「回顧録」の中で、今もアフリカのアデン湾で継続している海上自衛隊の海賊対処活動の根拠となる海賊対処法の立案過程に関しても述べているところがある¹²。同氏によれば、海賊対処法は、当時同氏が会長をしていた「海洋政策研究財団という民間のシンクタンクが仕掛けてできたと言っても過言じゃない」と述べている。また、法案立案過程で「防衛省はちょっと抵抗していた」とも述べている。秋山「回顧録」によると、防衛省は集団的自衛権の問題や武力行使の一体化の問題を懸念して特別措置法にすべしと主張した。これに続けて秋山氏は、「私(秋山氏)は「万国共通の犯罪、海賊に対して時限立法の特別法でやるなんてとんでもない」と言って、押し切っちゃった」と述べている。ここの記述は、日本の安全保障政策の形成についてのシンクタンクの役割を考える上で有益な材料を提供していると考えられるが、以下においては、防衛研究所オーラルヒストリーにおける増田証言との比較で、別の点を述べてみたい。

時限立法や特別法にしたとしてもそれで集団的自衛権や武力行使の一体化の問題を回避できるわけではないという点については秋山氏も「回顧録」の中で認めているとおりであり、防衛省側はそのようなことを主張したとは俄かには考えがたい。また、そもそも海賊罪という新しい犯罪類型を創設することについてその法形式を防衛省が論ずるということもないだろう。アデン湾における非常に凶暴な海賊の増加という事態に自衛隊も対応してほしいという海運業界からの強い要望もあったし、それを受けて、海上自衛隊もこれはやらなければという雰囲気であったと思われる。この点に関しては、増田証言では、「海上自衛隊が行くことはしょうがないというか、そこに行くことについて異論はないんだけど、その性格をめぐって、我々とは全然意識が違うというか、要するに向こう側(内閣官房)の論理は、本来海上保安庁が行くべきものだ。しかし、海上保安庁にいま力がないので、やむなく海上自衛隊が出る、だけど、あくまで海上保安庁の任務の延長上、すなわち国内的な法令順守の延長であると。防衛省が主張しているのは、別にその要素は否定しないけれども、根本的には国際協力で、これは軍隊の活動なんだと、そういう位置づけでやってほしいということで主張しました」と述べられている¹³。海賊は海の強盗であり、それは犯罪である。犯罪の取り締まりである以上、治安の維持の一環として位置付けられるものである。ただし、遠くアフリカのソマリア沖アデン湾で、諸外国の海軍と協力して行われる海賊対処について、これを日本の治安の維持或いは国内的な法令の順守の一環であると位置付けることが国民の常識的な感覚に合致するかと言えばそれは別問題である。実務の世界の中では日本の治安の維持の一環と位置付けた方が整合するとしても、それは法律をつくる側の理屈であり、使って現場で対処する人たちや一般国民の意識とはおそらくずれている。法制度とはそういうものであると割り切ってしまうとそれまでであるが、これを放置すれば法制度に対する国民の信頼を得ることは困難である。増田証言はこうした趣旨を述べたものとは考えられないが、この話はそのようなことを筆者に考えさせるものである。

秋山「回顧録」と増田証言は、海賊対処なり海賊対処法の相異なる側面を取り上げ

12 真田他『秋山回顧録』270～271頁。

13 防衛省防衛研究所戦史研究センター編『オーラル・ヒストリー 日本の安全保障と防衛力

①』294～295頁。

て論じているように思われるので、両者の話はそのまま読んで比較しただけではうまく
かみ合わないのは致し方ないと考えられる。両者は全く別個のオーラルヒストリーであ
り、聞き手も全く異なるが、質問の設定の仕方によっては、結果として、もう少し比較検
討可能な証言を引き出すことも可能であったかもしれない。そのためには、聞き手に関
連の法制度について高度の理解が必要とされる。それは容易なことではないかもしれ
ないが、オーラルヒストリーの今後の発展のためには必要なことである。

5 むすびに代えて

オーラルヒストリーは、語り手のインサイダーとしての記憶を文字の形に固定化したも
のであるから、回顧録と同じで、読者自身も政策立案や意思決定の現場にいるかのよ
うな錯覚にとらわれることもある。

また、先達の熱い思いが伝わってくることもある。例えば、防衛研究所オーラルヒスト
リーにおいて、源川幸夫氏が自衛隊の「実戦経験」という点に関し、「僕たちは防大に
入った時から戦いつ放しだったと思う。我々は、旧軍が全然経験してこなかった戦いを
やって来ているんだよ」と述べているところなど非常に興味深いものがある¹⁴。

しかしながら、一つ一つのオーラルヒストリーは、個々人の記憶の記録であり、たとえ
その記憶が正確なものであるとしても、物事の一面を示す資料でしかない。人は、
正式な発表や解説よりもアングラ情報に惹かれるのに似て、「実はこうだったんだ」と
いった内輪話を信じ込みやすい。しかし、如何に説得的な語り口であったとしても、十
分な検証を経た後でなければ、それは一つの記憶であるに留まる。また、語り手の語り
の中には、本人の経験や意図ではなく、伝聞が含まれていることもある。したがって、
オーラルヒストリーの読み方については、一定の謙虚さと慎重な姿勢が要求されること
は言うまでもない。

また、防衛研究所等のオーラルヒストリーの成果は専門の研究者によって活用される
ようになっているが、防衛研究所のプロジェクトについていえば、開始当初からこれま
での15年余りの間に聞き取りをした関係者は40名弱であり¹⁵、これまでの数十年にわ
たる防衛政策の歴史を記録に留めるにはこうしたプロジェクトの充実が欠かせない。

そこで、防衛問題についてのオーラルヒストリーに関する四つの提言をもって本稿を
締めくくるとしたい。

第一に、聞き取りはできる限り早期に行うこととすべきである。人の記憶は時とともに
薄れていく。時を経るに従って記憶がより鮮明になっていくなどということはまずない。
記憶が鮮明なうちに聞き取りは済ませておくべきなのである。ただし、記憶が鮮明で
あってもそれは語り手の頭の中に無秩序に入り込んでいるのが通常であるから、記憶
の整理という作業も必要である。そのためには語り手がある程度自らを客観化し得るだ
けの時間的な余裕と整理のための枠組み設定のようなものが必要である。したがって、
聞き手はできるだけ早い段階で関心事項や具体的な質問を語り手に提示し、語り手に
対してそれなりの準備期間を設けることが必要である。しかしながら、余りに周到な準

14 防衛省防衛研究所戦史研究センター編『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政
策② 防衛計画の大綱と日米防衛協力のための指針〈上〉』防衛省防衛研究所、2013年、526～
527頁。

15 防衛研究所「オーラル・ヒストリーの実施状況(R1.5現在)」、
http://www.nids.mod.go.jp/research/military_history/oh_r1_5.pdf。

備ができるようにしてしまうと、記憶のつくりかえとでも言うべきことが無意識的にであっても生じる可能性がある。人は誰も自らの行為を合理化しようとすることは避けられないからである。なお、上記のような理由で聞き取りはできるだけ早期に済ませることが必要であるが、それをいつ公開するかは別の問題である。現在行われていることや起きていることとの関係で慎重な取り扱いを要する内容を含むこともあり得ないことではないからである。したがって、聞き取りを済ませたら直ちに公表すべきだとは思わないが、他方で、機微な内容を一部に含むからと言って機微でない部分まで公開を延期することのないようにしなければならない。いずれにしても、経験者の記憶の公開は民主国家日本の長期的な国益に沿うものであるという点について、行政側の理解は不可欠である。

第二に、聞き手の養成が必要である。既に述べた通り、オーラルヒストリーは語り手と聞き手の共同作業であるから、防衛問題についての高度な知識を有する質の高い聞き手がいなければ、語り手から価値の高い聞き取りはできない。上記のようにこれまで以上のペースで聞き取りを進めていくためにも、人材の養成は不可欠である。前「防衛計画の大綱」に引き続き新「防衛計画の大綱」においても防衛力を支える要素としての知的基盤の強化が盛り込まれたことはその意味でも歓迎すべきことであり、オーラルヒストリーの充実も知的基盤の強化にしっかりと位置付けて、これを推進すべきである。また、専門家を養成するためにも、より一層の情報公開によって専門家に聞き取りの材料を提供していくことが必要である。

第三に、オーラルヒストリー上の要請と秘密保全上の要請の調和をしっかりと図るべきである。国の安全保障の根幹に関わる業務についての証言をとるものであるから秘密保全は絶対的な要請であるが、どこからどこまでが秘匿すべきものでありどこから先はそうではないかということは明確でないこともある。したがって、常識的な意味での慎重さは当然のことながら必要である。他方、だからと言って、オーラルヒストリーについて語り手が消極的になることがあってはならない。それは長期的な国益に資することには決してならない。全ての関係者がこの両方の要請について正しい理解を共有することが何よりも重要である。

最後に、防衛研究所のオーラルヒストリーの成果を電子化してウェブサイト上で公開するよう提案しておきたい。オーラルヒストリーは対話の記録であるというその性格上、体系的な記述になっていないので、検索が必ずしも容易でない。また、このオーラルヒストリーの成果については、日本の安全保障政策についての関心の高まりに呼応して内外の研究者の需要も大きい。また、繰り返しになるが、実務者の記憶は国民の財産であり、かつ、それを公開することは防衛問題についての国民の理解を促進し、国益にも沿うものとなる。したがって、ぜひこのような措置を講じてほしいと願うものである。

(とくち ひでし 政策研究大学院大学 客員教授)